

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	762,400	II 支 出 総 額 1～2の計	0
(1) 前年からの繰越額	532,400	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	0
(2) 本年の収入額 1～6の計	230,000	(1) 人 件 費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0人	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)～(2)の計	0	(4) 事 務 所 費	0
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	0	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	0
ア 個人からの寄附	0	(1) 組 織 活 動 費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の	0
ウ 政治団体からの寄附	0	事業費 ア～エの計	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣伝事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	エ その他の事業費	0
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調 査 研 究 費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(6) その他の経費	0
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	備 考	
4 借 入 金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	230,000		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のものの計	0		
(2) 10万円以上のものの計	0	III 翌年への繰越額 (I－II)	762,400

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日			主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党江東総支部	100,000	31	3	1	江東区東陽3-7-11	
自由民主党江東総支部	30,000	1	7	1	江東区東陽3-7-11	
自由民主党江東総支部	50,000	1	7	26	江東区東陽3-7-11	
自由民主党江東総支部	50,000	1	12	14	江東区東陽3-7-11	
こ の 頁 の 小 計	230,000	(注1)同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの交付金 が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」 を入れてください。 (注2)合計は最終頁に記載してください。				
合 計	230,000					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☐の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- ☐ 4 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年7月6日

政治団体の名称 自由民主党東京都江東区第二十七支部

会計責任者の氏名 川端 衛



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代 表 者 の 氏 名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。